

目 次

○ 長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について .....	1
○ 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について .....	2
○ 物資供給規則の一部改正について .....	4
○ 平成 29 年度第 2 次変更事業計画及び予算について .....	5

公告第 13 号

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款の一部を次のとおり変更することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 17 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 11 月 17 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 羽 田 健一郎

長野県市町村職員共済組合定款の一部変更について

長野県市町村職員共済組合定款（昭和 37 年公告第 2 号）の一部を次のように変更する。

第 41 条中「退職等年金経理」の次に「、退職等年金預託金管理経理」を加える。

附則第 11 項を次のように改める。

11 組合の経理単位については、経過的長期給付事業を行う間、第 41 条中「退職等年金経理、」とあるのは「退職等年金経理、経過的長期経理、」と、「退職等年金預託金管理経理、」とあるのは、「退職等年金預託金管理経理、経過的長期預託金管理経理、」として同条の規定を適用する。

附 則

この変更は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

## 公告第 14 号

## 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部改正について

長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 17 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 11 月 17 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 羽 田 健一郎

## 長野県市町村職員共済組合貸付規則の一部を改正する規則

長野県市町村職員共済組合貸付規則(昭和 46 年制定)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「経過的長期預託金管理経理」を「組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理」に改める。

第 7 条第 1 項中「年 4.46% (災害貸付にあつては年 3.72%、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額にあつては年 4.2%)」を「次の各号に掲げる法第 77 条第 4 項に規定する基準利率 (以下「基準利率」という。)の区分に応じ、基準利率が改定された日 (理事長が必要と認める場合には、当該改定された日後 3 月以内の日で理事長が定める日。以下同じ。)から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基準利率が 1.0%以下の場合 年 1.26% (災害貸付にあつては年 0.93%、第 5 条第 4 項に規定する在宅介護対応住宅の場合において加算された額 (以下「在宅介護対応住宅貸付」という。)にあつては年 1.00%)
- (2) 基準利率が 1.0%を超え 1.5%以下の場合 年 1.76% (災害貸付にあつては年 1.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 1.50%)
- (3) 基準利率が 1.5%を超え 2.0%以下の場合 年 2.26% (災害貸付にあつては年 1.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 2.00%)
- (4) 基準利率が 2.0%を超え 2.5%以下の場合 年 2.76% (災害貸付にあつては年 2.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 2.50%)
- (5) 基準利率が 2.5%を超え 3.0%以下の場合 年 3.26% (災害貸付にあつては年 2.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 3.00%)

- (6) 基準利率が 3.0%を超え 3.5%以下の場合 年 3.76% (災害貸付にあつては年 3.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 3.50%)
- (7) 基準利率が 3.5%を超え 4.0%以下の場合 年 4.26% (災害貸付にあつては年 3.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 4.00%)
- (8) 基準利率が 4.0%を超え 4.5%以下の場合 年 4.76% (災害貸付にあつては年 4.43%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 4.50%)
- (9) 基準利率が 4.5%を超え 5.0%以下の場合 年 5.26% (災害貸付にあつては年 4.93%、在宅介護対応住宅貸付にあつては年 5.00%)
- (10) 基準利率が 5.0%を超える場合 基準利率に 0.26%を加えた利率 (災害貸付にあつては基準利率に 0.07%を減じた利率、在宅介護対応住宅貸付にあつては基準利率)

第 14 条第 3 項中「第 7 条」を「第 7 条第 1 項」に、「年 2.42%」を「次の各号に掲げる基準利率の区分に応じ、基準利率が改定された日から、当該各号に定める利率」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 基準利率が 1.0%以下の場合 年 0.72%
- (2) 基準利率が 1.0%を超え 1.5%以下の場合 年 1.22%
- (3) 基準利率が 1.5%を超え 2.0%以下の場合 年 1.72%
- (4) 基準利率が 2.0%を超え 2.5%以下の場合 年 2.22%
- (5) 基準利率が 2.5%を超え 3.0%以下の場合 年 2.72%
- (6) 基準利率が 3.0%を超え 3.5%以下の場合 年 3.22%
- (7) 基準利率が 3.5%を超え 4.0%以下の場合 年 3.72%
- (8) 基準利率が 4.0%を超え 4.5%以下の場合 年 4.22%
- (9) 基準利率が 4.5%を超え 5.0%以下の場合 年 4.72%
- (10) 基準利率が 5.0%を超える場合 基準利率に 0.28%を減じた利率

附則第 4 項及び第 5 項を削り、第 6 項を第 4 項とし、同項の次に次の 1 項を加える。

(貸付金の財源及び借り入れる利率の特例)

- 5 貸付事業の当面の円滑な運営を期するため、第 2 条の規定にかかわらず、理事長が必要と認める期間においては、貸付金の財源を組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の経過的長期経理とすることができる。この場合において、貸付経理において組合の経過的長期預託金管理経理及び全国市町村職

員共済組合連合会の経過的長期経理の余裕金を借り入れる場合の利率については、貸付経理において組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理の余裕金を借り入れる場合の利率と同一の率とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の長野県市町村職員共済組合貸付規則（以下「貸付規則」という。）第 7 条第 1 項及び第 14 条第 3 項の規定は、平成 30 年 1 月 1 日（以下「適用日」という。）前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付に係る適用日の前日における未償還元金に係る適用日以後に到来する償還期日における利息についても適用し、適用日前に到来する償還期日における利息については、なお従前の例による。
- 3 適用日前に貸し付けた高額医療貸付及び出産貸付以外の貸付の貸付金に係る適用日以後に到来する償還期日における償還額は、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還元金（第 16 条第 1 項各号の事由に該当するものを除く。）を適用日に貸し付け、適用日の前日における当該貸付金に係る未償還回数で適用日以後に償還したとしたならば適用されることとなる償還表に定める金額とし、当該償還表への切替えについて必要な事項は、別に理事長が定める。

#### 公告第 15 号

##### 物資供給規則の一部改正について

物資供給規則の一部を次のとおり改正することについては、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 17 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 11 月 17 日

長野県市町村職員共済組合  
理事長 羽 田 健一郎

##### 物資供給規則の一部を改正する規則

物資供給規則（昭和 50 年制定）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 6 条第 1 項第 10 号」を「第 6 条第 1 項第 13 号」に改める。

第 3 条第 1 項中「経過的長期預託金管理経理」を「組合の退職等年金預託金管理経理及び全国市町村職員共済組合連合会の退職等年金経理」に改める。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

公告第 16 号

平成 29 年度第 2 次変更事業計画及び予算について

長野県市町村職員共済組合の平成 29 年度第 2 次変更事業計画及び予算については、地方公務員等共済組合法第 10 条第 2 項の規定により、平成 29 年 11 月 17 日付けで理事長において専決処分したので公告する。

平成 29 年 11 月 17 日

長野県市町村職員共済組合

理事長 羽 田 健一郎